

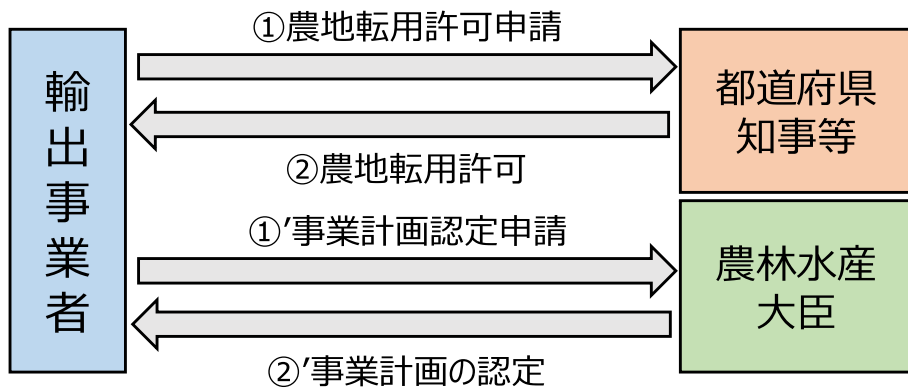
農地転用手続のワンストップ化（農地法の特例）

- 輸出事業計画の認定手続と農地転用の許可手続をワンストップ化することで、手続が簡素化されるとともに、申請者の負担が軽減される。なお、転用許可の要件に変更はない。

スキーム図

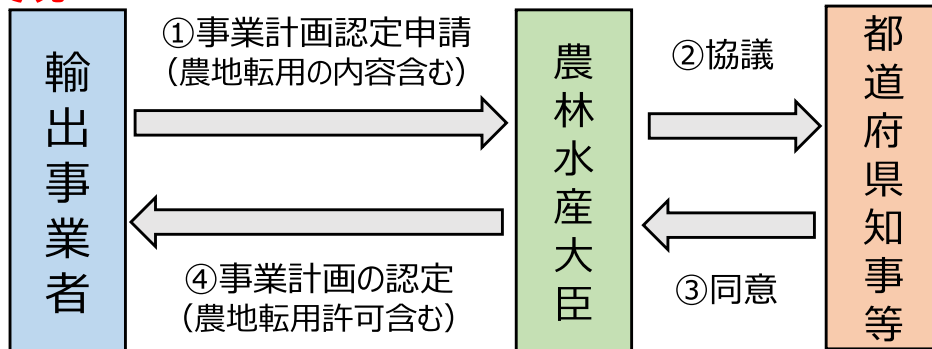
【従来】

それぞれに申請する必要があり、申請手続きが煩雑



【改正後】

申請をワンストップ化できることで、申請手続きの簡素化を実現



イメージ

農業者が共同で利用する、輸出に必要な温度管理をするための集出荷施設

輸出に向けて、長時間の輸送・保管に耐えられるよう高度な鮮度保持処理を行い、かつ、海外が求める規格に適合したものを選別するための予冷・貯蔵倉庫を整備。

